

○収支命令等の委任に関する訓令

昭和60年4月22日

本部訓令甲第2号

収支命令等の委任に関する訓令(昭和29年熊本県警察本部訓令甲第9号)の全部を改正する。

熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第3条第2項及び熊本県物品取扱規則(昭和39年熊本県規則第20号)第5条第3項の規定により、警察署長に、警察署に係る次に掲げる事務を委任する。ただし、警察本部長が自ら行う必要があると認められた場合は、この限りでない。

- (1) 歳入の徴収に関する事務(公有財産の管理及び処分に係るものを除く。)
- (2) 次に掲げる支出負担行為に関する事務
 - ア 警察署庁舎等の維持管理(委託に限る。)に係る支出負担行為
 - イ 電話料及び光熱水費に係る支出負担行為
 - ウ 250万円未満の工事(警察署庁舎等の修繕を含む。)に係る支出負担行為
 - エ 200万円未満の物品の購入及び修繕に係る支出負担行為
 - オ ア～エに掲げるもののほか100万円未満の支出負担行為
 - カ 被留置者食糧費、車両燃料及び複写機使用料に係る支出負担行為(単価契約に限る。)
- (3) 支出命令に関する事務(前号に掲げる支出負担行為に基づくものに限る。)
- (4) 歳入歳出外現金(所得税及び住民税(非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。))に係るものを除く。)を除く。)及び保管有価証券の出納通知に関する事務
- (5) 物品の取得、管理及び処分に係る事務

附 則

この訓令は、昭和60年4月22日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則(平成12年9月11日本部訓令甲第15号)

この訓令は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成16年3月3日本部訓令第3号)

この訓令は、平成16年3月31日から施行する。

附 則(平成23年6月14日本部訓令第11号)

この訓令は、平成23年6月14日から施行する。

附 則(平成24年7月18日本部訓令第8号)

この訓令は、平成24年7月18日から施行する。

附 則(令和2年3月24日本部訓令第8号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。